

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和8年2月25日

長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所長 平井 太郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 長崎漁港丸尾地区駐車場警備・管理及び料金徴収業務委託

2 競争入札に参加することができない者

(1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

(6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者

(7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、競争入札の参加者の資格等（告示〔令和6年1月11日付け〕により示した長崎県営駐車場の管理・警備・使用料収納業務において、入札参加資格を有すると認められた者、又は次に掲げる要件のすべてを満たしている者

(1) 長崎県内に本店又は支店等を有し、当該本店等に常勤の従業員を雇用していること。

(2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する公安委員会の認定を受けていること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)及び(3)に掲げる事項について審査し決定する。

(2) 審査事項

ア 年間売上高 5の資格審査申請書を提出する日の属する月の初日(以下「基準日」という。)の属する事業年度の直前の事業年度(以下「基準年度」という。)の年間売上高

イ 営業年数 基準日の前日までの営業年数

ウ 従業員数(資格を必要とする業種においてはその数) 基準日の前日現在の従業員数

エ 財務比率(純利益率、固定長期適合率及び流動比率) 基準年度末日現在の財務比率

(3) 3の資格要件

5 競争入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和8年3月5日(木)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から11に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、11に掲げる場所に提出すること。郵送(書留郵便による。令和8年3月5日(木)必着のこと。)も可。

ア 誓約書

イ 財務関係明細書

ウ 営業概要書

エ 委任状(権限を支社(店)長等に委任する場合)

オ 法人にあっては登記簿謄本

カ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

キ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

上記のほか、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による公安委員会の認定を受けた内容を明記した書類

ク 県税に関し未納がないことを証する証明書

ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

コ 印鑑届(様式第2号)

提出書類は原本とし、申請日より3月以内に発行されたものに限る。

1に掲げる業務委託に係る競争入札の参加者の資格等(告示)(令和6年11月11日付け)に基づき長崎県営駐車場の管理・警備・使用料収納業務に係る入札参加資格を有するものと決定され、かつ、2に掲げる競争入札に参加できない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書を提出すること。

なお、申請書の目次に記載する書類及び添付書類については、「資格審査結果通知書」(写)の提出により代えることができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第3号)により通知(郵送)する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期限は、この告示に基づき資格を取得した日から令和8年3月31日までとする。

8 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 電話番号
- (6) 使用印鑑
- (7) 委任事項

9 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第5号）を提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 合併、営業譲渡、相続等により組織の変更が生じたとき
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による会社分割により組織の変更が生じたとき

10 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

11 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850 - 0033 長崎市万才町3番17号

(名称) 長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所港営課

(電話) 095 - 822 - 1257 (代)